

改正

令和3年4月1日要綱第45号

立川市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所として認定し、当該認定事業所又はその取組事例を広く紹介することにより、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における事業所とは、市内にある本社又は主たる支店、営業所等であって、常時雇用する労働者を有して事業活動を行うものをいう（国若しくは地方公共団体又は別表第1のいずれかに該当する業種に係るものを除く。）。

(対象)

第3条 第1条の規定による認定（以下「認定」という。）の対象となる事業所は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を積極的に行い、その成果をあげている事業所とする。

(申請)

第4条 認定を受けようとする事業所の代表者は、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定申請書（第1号様式）及びワーク・ライフ・バランス推進事業所チェックシート（第2号様式）に必要な書類を添えて申請するものとする。

(審査)

第5条 前条の規定による申請があったときは、別表第2に定めるワーク・ライフ・バランス推進事業所認定基準（以下「認定基準」という。）に基づいて審査を行い、認定基準を満たすと認められる場合にワーク・ライフ・バランス推進事業所として認定登録をするとともに認定書（第3号様式）を交付する。

(公表)

第6条 前条の規定により認定した事業所（以下「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」という。）については、市の広報及びホームページにより公表するものとする。

(認定期間)

第7条 認定の期間は、3年間とする。

(更新変更申請)

第8条 ワーク・ライフ・バランス推進事業所の代表者は、認定の更新を受けようとするとき又は認定を受けた事項に変更が生じたときは、前条に規定する認定期間中にワーク・ライフ・バランス推進事業所認定更新・変更申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて申請するものとする。

2 前条の規定による申請があった場合の審査及び認定については、第5条の規定を準用する。

(認定取消し)

第9条 ワーク・ライフ・バランス推進事業所が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

(1) ワーク・ライフ・バランス推進事業所から認定取消しの申出があったとき。

(2) ワーク・ライフ・バランス推進事業所が廃業したとき。

(3) 第2条、第3条及び認定基準に定める要件を満たさなくなったとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日要綱第45号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者
- (2) 興信所、探偵事務所その他主として私的な秘密事項の調査又は取扱いに関するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に定める貸金業
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関するもの
- (5) 占い、運勢判断等に関するもの
- (6) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (7) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (8) 法令に違反する事業者又は必要な許可等を受けずに事業を営む者
- (9) 市税を滞納している者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続を受けている者
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的な団体に関するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、不適切であると認めたもの

別表第2（第5条関係）

ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定基準

ワーク・ライフ・バランス推進事業所チェックシートにおける次の3分野において、各分野で1以上の取組を行い、合計10以上の取組を行っていること。

- I 従業員の多様な働き方・生き方の選択を可能にする取組
- II 健康で豊かな生活のための時間の確保
- III 就労による経済的自立の促進